

労働保険の年度更新、社会保険の算定基礎届の提出期限があります。期限に遅れないよう、余裕をもって進めましょう。

日	曜日	六曜	項目
1	月	赤口	<ul style="list-style-type: none">●社会保険の算定基礎届の提出（～7月10日）●来春高校卒業予定者に対する学校への求人申込及び学校訪問開始●令和6年度全国安全週間（～7月7日）●所得税の予定納税額の減額申請（～7月31日）●所得税の予定納税（第1期分）（～9月30日）
2	火	先勝	
3	水	友引	
4	木	先負	
5	金	仏滅	
6	土	赤口	小暑
7	日	先勝	
8	月	友引	
9	火	先負	
10	水	仏滅	<ul style="list-style-type: none">●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限（6月分）●源泉所得税の納期の特例の適用を受けている場合の源泉所得税の納期限（1月～6月分）●労働保険の年度更新期限（6月1日～）●社会保険の算定基礎届の提出期限
11	木	大安	
12	金	赤口	
13	土	先勝	
14	日	友引	
15	月	先負	海の日
16	火	仏滅	<ul style="list-style-type: none">●高齢者雇用状況報告書及び障害者雇用状況報告書の提出期限
17	水	大安	
18	木	赤口	
19	金	先勝	
20	土	友引	
21	日	先負	
22	月	仏滅	大暑
23	火	大安	
24	水	赤口	
25	木	先勝	
26	金	友引	
27	土	先負	
28	日	仏滅	
29	月	大安	
30	火	赤口	
31	水	先勝	<ul style="list-style-type: none">●健康保険・厚生年金保険料の支払期限（6月分）●労働者死傷病報告書の提出期限（休業4日未満の4月～6月の労災事故について報告）●固定資産税（都市計画税）の納期限（第2期分）※市町村の条例で定める日まで●所得税の予定納税額の減額申請期限